

常時監視システムに関する基準



- 「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（告示）に掲げられる常時監視システムに関する基準は下表のとおり。

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（告示）

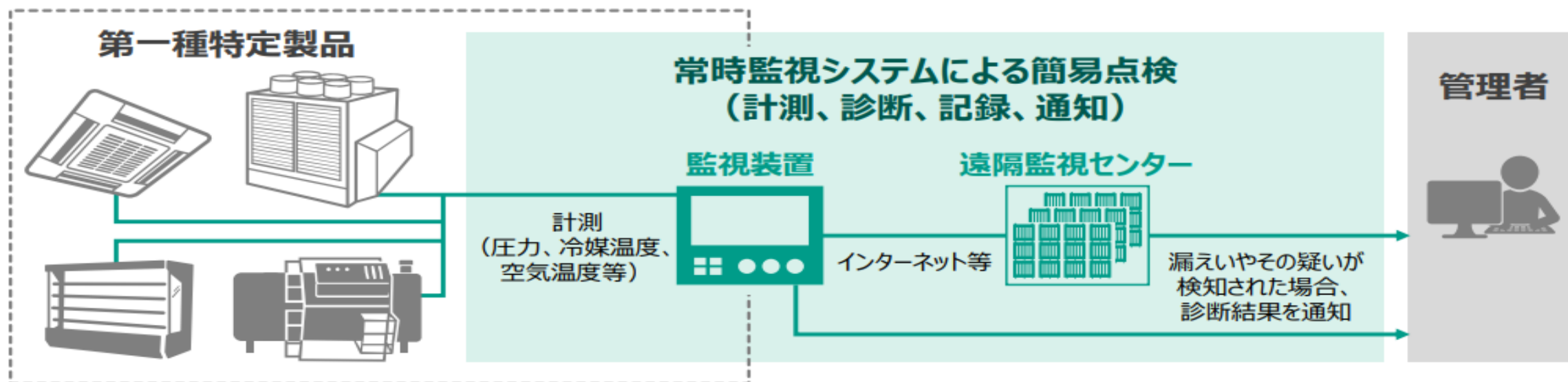
要素	基準
計測	イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために 必要な状態値を1日に1回以上計測 すること。
診断	ロ イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを 1日に1回以上診断 すること。
記録	ハ イの状態値又はロの診断の結果を 1日に1回以上記録し、1年以上保存 すること。
通知	ニ ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を 容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知 すること。また、当該通知の履歴を 1年以上保存 すること。
検知性能	ホ 漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格（JRA）若しくは日本産業規格（JIS）で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、 適正な充填量の30%の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能 であることが確認されていること。

システムの要件に関する技術的内容は、（一社）日本冷凍空調工業会発行の「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン（JRA GL-17：2021）」を参照されたい。 https://www.jraia.or.jp/download/e-book/GL-17_2021/

常時監視システムによる簡易点検

- 機器の点検でのIoT技術の活用による管理者の負担軽減に向けた要望や、業界団体で常時監視システムの基準が策定され一定以上の漏えい検知精度の確保が可能となったことを受け、**2022年8月22日、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（告示）を改正。**
- **漏えい又は故障等を常時監視するシステム（常時監視システム）のうち、基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合は、検査（簡易点検）に代えることができることとなった。**

常時監視システムによる簡易点検のイメージ



※「監視装置」が第一種特定製品に内蔵されている場合もある。

参考

簡易点検・定期点検

- 第一種特定製品の管理者は、フロン類の排出を抑制するため、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項等」（告示）に従って、簡易・定期点検に取り組む必要がある。

簡易点検と定期点検の概要

	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容	点検者
簡易点検	第一種特定製品全般	対象機全て	3ヶ月に1回以上	<ul style="list-style-type: none">○異常音の有無○目視<ul style="list-style-type: none">・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化・油漏れ及び熱交換器への霜の付着の有無○冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度 <p>(常時監視システムにより代替可能) 目視や常時監視システム等により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門点検（直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査）を行う。</p>	管理者
定期点検	エアコンディショナー	7.5～50kW	3年に1回以上	<ul style="list-style-type: none">○異常音の有無○目視<ul style="list-style-type: none">・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化・油漏れ及び熱交換器への霜の付着の有無○直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査	十分な知見を有する者
		50kW以上	1年に1回以上		
	冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上			